

平成16年12月13日(月)

於：農林水産省共用会議室G・H

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食糧部会速記録

農林水産省

目 次

1. 閉 会	1
1. 議事の進め方について	1
1. 総合食料局長あいさつ	2
1. 議 事	
(1) 麦政策検討小委員会における検討状況の報告	3
(2) 「諮問」及び「諮問の説明」	6
(3) 資 料 説 明	7
1. 質疑応答・意見交換	14
1. 答申の取りまとめ	29
1. 閉 会	31

開 会

高本食糧貿易課長 定刻となりましたので、食糧部会を開会させていただきます。

委員の方々におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、岩田委員、大泉委員、生源寺委員、吉水委員は御都合により御欠席でございます。立花委員は少しおくれていらっしゃるということでございます。一応 14 名の御出席となっております。審議会令第 9 条の規定により、本部会は成立しております。

議事の進め方について

高本食糧貿易課長 それでは部会長、よろしくお願ひいたします。

八木部会長 皆さん、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、麦の標準売渡価格につきまして御審議をお願いいたします。

最初に、議事の進め方についてお諮りしたいと思います。村上局長からごあいさつをいただいた後、この春以降、加倉井座長のもとで本部会に設けられました麦政策検討小委員会におきまして、麦政策の見直しの検討が進められているところでございますので、最初にその検討状況について、加倉井座長から報告をお願いいたします。

その後、本日の議題であります麦の標準売渡価格についての諮問をいただくとともに、事務局から資料の説明をお願いします。

続いて、質疑応答、意見交換を行い、おおむね 16 時ごろを予定しておりますが、それが終了した時点で休憩に入り、起草委員の方々に答申案の作成をお願いしたいと思います。

なお、起草委員長には竹内委員、起草委員には、生産者委員については山田委員、消費者・実需者委員については中村委員、中立委員については加倉井委員にお願いしたいと思います。

答申案の作成が終了した時点で審議を再開し、答申を取りまとめ、16 時 30 分を目途に終了したいと思います。

このような手順で進めさせていただきましてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

総合食料局長あいさつ

八木部会長 まず、村上総合食料局長からごあいさつをお願いいたします。

村上総合食料局長 総合食料局長の村上でございます。本日は大変お忙しい中、委員の皆様方に御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま部会長の方からお話しございましたように、きょうは2つの案件を用意させていただいているところでございます。

麦政策検討小委員会の検討状況、それから麦の標準売渡価格でございます。これは諮問ということで、御審議をお願いしたいと思っております。

麦政策の方につきましては、もう御案内のとおりでございますけれども、民間流通に移行し、生産についてはかなり拡大をし、目標を達成している中で、品質、それから生産性の向上などについて、いろいろ問題を抱えている状況にございます。

良品質の麦の生産にどう取り組んでいくか。それから、担い手をどう育成し、それに支援を集中していくかということが大きな問題でございます。

また、大きな背景の一つとして、国際環境がございます。WTO、FTAの関係があるわけでございます。WTOの方は7月に枠組み合意ができて、来年12月の香港の閣僚会合に向けて、恐らく具体的な議論が進んでいくでございましょうし、FTAにつきましても、各国との交渉が順次進んでいく中で、そういう国際的な動きの中で、国際競争力のある麦の国内の生産と、それから関連産業の育成が重要になるわけでございます。

それからもう1つの問題といたしまして、そういう国際環境の中で、我が国の農業の政策全体についてどういう方向に持っていくかということで、食料・農業・農村政策審議会で基本計画の見直しが、現在議論が行われているわけでございます。麦の政策の見直しと、この基本計画の見直しの全般的な政策の検討については、密接に関連をしているわけでございます。後ほど加倉井座長の方から、麦政策小委員会での議論の状況について、皆様方に御披露いただきたいと思っているところでございます。

標準売渡価格の方につきましては、いろんな要素がある中で、どのような考え方で決め

ていくかということでございますけれども、最近の麦政策の運営状況、それから外国産麦の国際価格の動向、あるいは為替の動向など、それから家計麦価に代表されます家計の動向など、全般的な経済事情を総合的に考えながら御諮詢させていただいておりますので、御検討をよろしくお願いしたいと思います。

きょうは、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

八木部会長 ありがとうございました。

議 事

（1）麦政策検討小委員会における検討状況の報告

八木部会長 続きまして、先ほども申しましたが、この春以降の麦政策検討小委員会における麦政策の見直しについて、加倉井座長を初め何人かの委員の方々にお骨折りをいただいております。その検討状況について、加倉井座長から報告をお願いいたします。

加倉井委員 御報告いたします。

先週 12 月 6 日に開かれました第 10 回の会合におきまして、次のような内容の座長整理メモを提出し、若干の議論はあったものの、基本的には各委員から了承されたところであります。

結論を申し上げますと、現時点では本委員会としては取りまとめは行わず、第 9 回会合において提示した取りまとめ（案）については、座長の取りまとめ（案）として座長が預かり、今後、食料・農業・農村政策審議会の企画部会で検討されております経営安定対策、いわゆる品目横断的政策について具体的な姿が示された段階で、これについて検証を行った上で必要な整理を行い、最終的な取りまとめを行う。

現段階で委員の意見が一致していると考えられる民間流通制度、農産物検査規格、備蓄制度、管理コストの見直し等については、食糧法の改正を必要とするものではなく、早急に着手すべきである。

若干の説明をつけ加えます。麦政策検討小委員会では、麦政策のあり方等について専門的な見地に立った検討を行い、早期に結論を得るため、本年 3 月の食糧部会において設置されました。

別紙に検討状況がありますけれども、別紙のとおり 5 月 26 日に第 1 回会合を行い、そ

の後8月11日の第5回会合で中間論点整理を行うなど、これまで10回にわたる検討を行ってきました。

そもそも麦に関する法制度は、我々を取り巻く社会経済情勢の変化の中で、著しく立ちあがれていると思われます。単純な比較ですが、例えば同じ主要食糧である米と比較してみると、1、麦は食管法以来の国家による無制限買入制度が残っています。その政府買入価格は品質と直接つながらない、コストを保障する価格であります。

2に、麦の政府売渡価格は、家計費を参照して決められることになっておりますが、その場合の家計費の中身は、現在消費の少ない小麦粉、精麦となっておりまして、今、消費の多い、パン、めん類は入っておりません。

3、米と麦は同じ国家貿易品目であります、麦はSBS輸入が存在しません。

4に、外国産の米の標準売渡価格は廃止されましたが、麦の標準売渡価格は残り、かつ年間を通じて固定されています。

5、国産麦の生産者手取額の4分の3は補助金、いわゆる麦作経営安定資金であります。

一般に、産業振興にかかわる法制度は、その時代の一定の経済状況を前提とするものでありますし、その状況が変わった後では、期待されていた効果は失われてしまうことが多いと思います。麦政策の早急な改革が必要なゆえんと考えております。

さて、この麦政策検討小委員会の検討は、発足当時から2本の柱の上に構築されることを想定してまいりました。1つは、我が国のWTO交渉、FTA交渉などの結果を踏まえた国際秩序の変革と整合性を持つこと。

もう1つは、食料・農業・農村政策審議会の企画部会の提言を踏まえた、基本計画の見直しと整合性を保つことであります。

しかしながら現在のところ、WTO交渉は枠組み合意にとどまりまして、それに伴う国内政策の変革は具体化していません。

また、企画部会の提言は、本年8月の中間論点整理以降、引き続き議論が進められておりまして、現時点では最終的な形が決まっていない状況にあります。

特に、この企画部会で検討されております経営安定対策（品目横断的政策）は、現行の麦政策の中核であります麦作経営安定資金制度の存廃と直接関係しておりますし、この政策の具体的な姿がどのようになるかは、麦政策の改革を大きく左右するものであります。現時点における状況は、麦政策検討小委員会の検討に大きな制約を与えております。

このような困難な状況ではありますが、座長としましては、これまで小委員会において

多くの議論が積み重ねられてきたこと。経営安定対策（品目横断的政策）に関連する部分以外については、おおむね意見が一致していると考えられること等を踏まえまして、現段階で得られた結果を一応取りまとめておく必要があると考え、第9回会合に取りまとめ案を提示いたしました。

ところがこの会合において、そもそも現時点で取りまとめを行うこと自体についての強い反対意見がありました。つまり、経営安定対策（品目横断的政策）や、担い手のあり方について議論が続いており、その具体的な姿が定まっていない段階で、これらを前提とした取りまとめを行うことは問題が多いという意見がありました。

以上のような状況を踏まえまして、また事務局の意見も聴取した上で、前日の座長整理メモを提出したところであります。

なお、今後の検討スケジュールについては、年明け以降、経営安定対策（品目横断的政策）の具体的な姿が示された段階で本委員会を数回程度開催し、これを踏まえた議論を行い、最終的な取りまとめを行うこととしたいと思います。

また、座長整理にあるように、現段階で委員の意見が一致していると考えられる部分、市場原理の一層の徹底を図る観点からの民間流通制度の見直し、農産物検査規格の見直し、備蓄水準の見直しと官民分担の明確化、管理コストの削減等については、その早急な着手について農林水産省当局に強く要望するものであります。

以上、報告を終わります。

八木部会長 ありがとうございました。

ただいまの加倉井座長の御報告について、何か御意見等ございますでしょうか。

小熊委員、どうぞ。

小熊委員 ありがとうございます。

ここ数年、こうした農政に係るいろいろな場に参画をさせていただきまして、改めてその政策形成過程における公開性、透明性、あるいはそれを前提に国民に納得をいただけるような説明責任が大変大事だと思っております。

ただいま加倉井座長の方から御報告いただいたことについては、部会としてもきちんと受けとめていく必要があるのではないかと思っております。

きょうは口頭での御報告ということでしたが、部会の資料についてはインターネットで検索ができますので、私も第9回までの資料を検索させていただきました。願わくば議事録も、できるだけ早く見れるようにしていただくと、9回あるいは10回でどういう議論

があったのかがより詳細にわかると思うんですが、その辺の御努力もぜひお願いしたいと
思っております。

資料検索した範囲で取りまとめ案を拝見させていただく範囲でいえば、大変な御苦労を
されている中、まとめの方向については、基本的な方向として支持できる中身ではないか
というふうに、私は感じました。

個々にいろいろな問題があると思いますけれども、今後もぜひぶれることなく、取りま
とめ案の方向でしっかり議論していただけたらと思っております。

以上です。

八木部会長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(2)「諮問」及び「諮問の説明」

八木部会長 それでは議題に入りたいと思います。

まず、「諮問」及び「諮問の説明」について、食糧貿易課長からお願ひいたします。

高本食糧貿易課長 それでは、資料 1 をまずごらんいただきたいと思います。

読み上げさせていただきます。

諮 問

麦の標準売渡価格について、最近における麦政策の運営の状況、外国産麦の国
際価格、為替相場の動向、家計の動向等の経済事情にかんがみ、これを据え置く又は
改定することにつき、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第
113 号）第 43 条第 4 項の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会の意見を求める。

平成 16 年 12 月 13 日

農林水産大臣 島村宜伸

続きまして、資料 2 、諮問の説明でございます。

麦の標準売渡価格は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第 43 条第 3 項
の規定に基づき、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定さ

せることを旨として定めることとされております。

麦をめぐる経済事情をみると、国内産麦については、平成17年産の麦作経営安定資金について、良品質麦の生産への誘導を図る観点から、従来の銘柄区分を廃止し品質区分に応じた支払いへ変更する中で単価の引下げを行ったものの、生産数量については増加しております。この結果、小麦については既に平成22年度の基本計画の目標を超過したものの、品質・生産性の向上が遅れている状況にあります。

また、外国産麦については、国際価格及び海上運賃が上昇傾向で推移する一方で、為替相場は円高基調で推移しております。

他方、家計費については、景気が回復基調にあり、可処分所得は増加している等の状況にあります。

なお、外国産大麦については、従来、小麦の標準売渡価格の改定率を準用して標準売渡価格を決定してきたことから、売渡価格は買入価格に管理経費を加えて得た価格を下回っている状況にあり、早急に是正する必要があります。

今回の麦の標準売渡価格については、以上のような事情を総合的に考慮して決定してはどうかということであります。

以上です。

(3) 資料説明

八木部会長 続きまして、資料の説明を受けたいと思います。「麦の売渡価格決定等をめぐる状況」、それから「麦の標準売渡価格の決定内容(案)」について、食糧貿易課長から説明をお願いします。

高本食糧貿易課長 まず、資料3をごらんいただきたいと思います。目次の次、1ページからでございます。

政府売渡価格の設定の考え方、これは今の諮問の説明の中にもございましたが、麦の売渡価格(標準売渡価格)は、家計費及び米価その他の経済事情を参照して、消費者の家計を安定させることを旨として毎年決定しております。

具体的にはその下に図がございますが、家計の安定が図られる価格の範囲内、いわゆる家計麦価の範囲内で、外国産の売買差益を国内産麦に対する財政負担に充てるということ

でございます。

下のコストプールの概念図でございますが、Aの四角の面積、いわゆる国内産麦に対する財政負担は、国内産の民間流通量に麦作経営安定資金等の単価を掛けばここの面積が出来るわけでございますが、そのAの面積と、外国産麦の売買差益がイコールになるのが基本だというのがコストプールの考え方でございます。

ただ、それは家計麦価の範囲内ということで、家計麦価の算式は下の方に書いてございますが、これは後ほどまた詳しく御説明をしたいと思います。

2ページで、これまでの政府売渡価格の推移でございます。昭和61年以降、為替あるいは内外価格差の状況、あるいは国際化の進展を踏まえまして、引き下げあるいは据え置きが継続されているところでございまして、累計で約4割。

左下にございます、米国産のウエスタン・ホワイトは、主に菓子用に使われておますが、その価格をごらんいただきますと、昭和60年が7833円、それが16年には4556円ということで、約4割下がっておるということでございます。

右の図は、そのウエスタン・ホワイトにつきまして、内外価格差の推移を、買付価格と売渡価格を掲げてございます。1986年、昭和61年は、買付価格に対する売渡価格の倍率が3.7倍でしたが、2004年では2.0倍という状況になってございます。

次のページをおめくりいただきたいと思います。では、国内産麦の状況と、麦の会計はどうなっているかでございます。これは、これまでも御説明したかと思いますが、国内産の小麦の流通量は80万tを超えておりまして、16年産では81万3000tでございます。

これに対しまして、支払われる麦作経営安定資金、あるいは流通コスト助成額は大きく増加しているということでございまして、左下にございます流通量と助成金の推移でございます。流通量というのは、生産量から飼料用等を除いた食用の数量でございます。小麦、大麦を含めて、16年度は92万3000t、助成額は1058億という数字でございます。

国産麦の会計の推移ということでごらんいただきたいと思います。4麦は小麦、それから大麦は2条と6条でございますので、それをカウントして、あと、はだか麦ということで、これの4麦でございますが、単年度で見ても最近は400億から500億の赤字になっているということで、この赤字につきましては一般会計から補てんをするということで、これが農林水産予算を圧迫しているという状況でございます。

続きまして4ページは、最近の外国産の小麦のコストと経済状況でございます。外国産の小麦につきまして、我々食糧部で買い付けておるわけでございますが、最近は左のグラ

フにございますように、やや上昇ぎみでございます。これは中国からの輸入量が増える、あるいは増える見込みということもございますし、あるいはアメリカ等の小麦は減産ということで、いわゆる FOB 価格、これは輸出港の港渡しの価格でございますが、それが上昇ぎみでございます。

あと私どもとして海上運賃、我々フレートと申しておりますが、これが中国で鉄鋼原料需要が強いということで、海上運賃が高騰してございます。そういう意味で、全体の買入価格は上昇となってございます。

左の表にございますように、「外国産小麦の買付価格の主要構成要素の動向」をうらんいただきますと、FOB 価格は 16 年の第 1 期では 186 ドル、フレートは 63 ドル。ただ、為替が若干円高に動いているということで、108 円という状況でございます。

一方で、この政府売渡価格を決定する際に参照しております、家計麦価の一つの要素になっております可処分所得でございますが、右のグラフにございますように、16 年に入りまして定期収入及び賞与の増加等がございまして、昨年に比べてやや増加をしているという傾向でございます。

続きまして 5 ページは、製粉企業の動向でございます。製粉企業は全国で 113 社でございますが、その営業利益率は中小を中心に低い状況でございます。他産業の営業利益率が、15 年の数字が載っておりますが、全体の利益率は製粉企業の利益率 3.8% に比べても低いということでございます。

ただ、最近はそれぞれの企業のコスト削減努力によりまして改善してきていることも事実でございまして、右下の表にもそういう数字が載っているということでございます。

次の 6 ページで、外国産の小麦の用途につきまして、若干御説明をしたいと思います。一番下の 8 ページをうらんいただきながら、ちょっと詳し目に御説明をしたいと思います。これは、小麦の種類別用途分類と小麦の生産量の推移でございます。まず、用途につきまして右の方に書いてございますが、パン用、めん用、菓子用、家庭用ということで、食パンや菓子パンあるいはマカロニ、スペゲッティ、中華めん、日本めん、それから菓子類、クラッカー、ビスケット、クッキー、ケーキが家庭用の区分といった形で、多岐に用途が分かれているわけでございます。

これに小麦粉を供給するわけですけれども、強力小麦粉、マカロニ、セモリナ、それから準強力小麦粉、普通小麦粉、薄力粉という形で分かれております。

この矢印は主要な用途でございまして、それぞれの企業によりまして、主にこういうも

のが使われておりますけれども、いろんな小麦粉が使われているということでございます。

その小麦粉はどういう小麦からつくるということで、右から順番にいきますけれども、強力小麦粉は強力小麦からつくるわけですが、これは小麦の種類ということで、一番左にございます。片仮名で恐縮でございますが、アメリカ産のハード・レッド・ウインター、(ダーク)ノーザン・スプリングということで、これは輸出国の輸出規格に基づくものでございまして、いわゆる輸出商品というふうにお考えいただきたいと思います。そういうものを私どもが輸入をするということでございます。

大体、小麦は、上の方が硬質小麦、いわゆるハード系というものでございます。だんだん、たんぱくの量が少なくなるに従いまして、軟質小麦、いわゆるソフト系ということでございます。

申し上げましたアメリカ産では、ハード・レッド・ウインター、(ダーク)ノーザン・スプリング、ローマ字でH R W、D N Sというふうに我々略称をしておりますが、例えばパン用でありますとそういうもののほか、カナダ産ではウェスタン・レッド・スプリング(1 C W)と書いてあります、我々「ワンシー」と略称しておりますが、そういう銘柄を買い付けているということでございます。

そのほか、オーストラリア産のプライムハードでございます。

デュラムはマカロニ、スパゲッティに使われているということで特殊な小麦でございますが、これはカナダから輸入してございます。

普通小麦でございますが、オーストラリア産スタンダード・ホワイト(A S W)と書いてあります。我々も略称して「エーエスダブル」ということでございます。これは、オーストラリアが日本向けのうどん用につくった輸出規格でございますが、それが輸入されているということでございます。国産の小麦は、大体主にめん用として使われてございます。

それから、今資料で御説明しましたけれども、アメリカ産のウェスタン・ホワイトは(W W)と書きまして、我々、専門用語では「ダブダブ」と言っておりますが、菓子用を中心を使われているという状況でございます。

6ページに戻っていただきまして、今言いましたような銘柄、いわゆる硬質系から軟質系にわたりますいろんな銘柄を私どもが輸入しておりますが、そういう銘柄につきまして、売渡価格と買付価格の内外価格差が、右下の表にございますように、銘柄によっては格差が開いている。買付価格に対する売渡価格の場合ですが、カナダ産のウェスタン・レッド・スプリングでは1.7倍、一番下のアメリカ産のウェスタン・ホワイトは2.0倍、少

ないのでカナダ産のウェスタン・アンバー・デュラムが1.5倍ということで、内外価格差の格差が開いているということでございます。

それは製品輸入の状況とか、あるいは各銘柄の輸入機会の公平化等の観点から、これは見直していくことが必要ではないかという問題意識でございます。

なお、左の表に、小麦粉調製品の輸入動向について書いてございます。これも昨年来いろいろ小麦粉調製品が増えているということも御説明をしてまいりました。小麦粉調製品につきましては、左の表にございますように、15年では前年対比で1.3%、韓国を中心が増えています。

それから、マカロニ、スパゲッティの製品でございますが、これはイタリア等を中心でございますが、増えています。

ビスケットが率でみると増えてきているということでございます。中国とかあるいはデンマーク、韓国等からのビスケットが入ってきているということでございます。

次の7ページは、大麦の売渡価格の状況でございます。外国産の大麦そのものにつきましては、焼酎、麦茶、みそが主体でございます。

左の表にございますように、主食用は国産が中心、焼酎用は外国産が92%、麦茶は大体半々、みそはやや国内産が中心ということで、大麦が加工・利用されているわけでございます。

この大麦の売渡価格につきましては、家計の安定が図れる範囲内ということで、外国産に係る、いわゆる買入価格に、政府の管理経費を加えた価格に基づきまして、コスト方式ということで売渡価格を決めてきております。

ただ、右のグラフにございます、最近は売渡価格につきましてはコスト価格、いわゆる買入価格と管理経費を下回っているコスト逆ざやということで、これを早急に是正する必要がございます。

グラフにございますように、政府売渡価格は3万ちょっととずっと直線でございますが、コスト価格はそれを上回っております。いわゆる高く買って安く売っているという状況でございまして、それを是正する必要があるということでございます。

以上が、資料3でございます。

資料4は、麦の標準売渡価格の決定内容(案)でございまして、具体的な算定をさせていただいております。

まず1ページは、麦のコストプール方式による計算でございます。(1)は、外国産の小

麦のコスト価格を計算しております。これは右のグラフにございますが、3万3792円は外国産の買入価格、FOB価格が182ドル、為替レートが107円と見通しまして計算をすると2万9661円、それに政府の管理経費を加えて3万3800円となるわけでございます。政府管理経費が4139円でございます。

(2)は、国内産の小麦のコストが1万7904円でございますが、これは右のグラフにありますとがイコールになるように計算するわけでございます。国内産麦の民間流通量に単価を加えて計算した額を、外国産の政府買入数量500万tで割りますと、1万7904円という数字が出てまいります。そのとを加えた5万1704円がコストプール価格でございまして、これが現行価格に比べてトン当たり3690円、7.7%の上昇という計算になるわけでございます。

以上が、小麦のコストプール価格による算定でございます。

次は、大麦・はだか麦のコスト方式による算定でございます。外国産の大麦のコスト価格が3万6465円、これはFOB価格が201ドル、為替レートが107円として計算をいたしますと外国産の買入価格が3万2500円、それに政府の買入経費、管理経費3965円を加えますと3万6465円でございます。これは、現行の価格に比べまして4449円、13.9%の上昇でございます。

次は2ページで、家計麦価による算定でございます。冒頭に申し上げましたように、以上のコストプール価格、あるいはコスト価格は家計麦価の範囲内でございまして、家計麦価を計算しているわけでございます。

まず、小麦につきまして、算式は下の図にございます。最初は P_w が小麦粉の消費者価格1万8723円。

家計費の変動率 I_0 分の I_1 ということで変動率を計算いたします。これは直近5カ年の可処分所得の平均値でございます。これを計算いたしますと2.6%のマイナスで、小麦粉の消費者価格に変動率を掛け合わせますと、家計費の動向を踏まえた小麦粉の上限の額が1万8236円。

それから加工流通経費を引きますと、にございます5547円で、これを小麦粉100kgを製造するための必要な原料小麦の価格に換算するということで、歩留り率(0.825)を掛けますと4576円ということで、現行価格に比べて20円、0.44%の上昇という計算でございます。

大麦につきましては同様に計算いたします。これは精麦の消費者価格を使いまして、そ

れに可処分所得の変動率、あるいは加工流通経費を引きまして歩留りをまた掛けるということで、計算いたしますと 489 円、14.6% の上昇でございます。

なお、大麦の方が率が高くなっていますが、従来そういう式で計算をしてきているわけでございますが、今回、家計麦価の算定に当たりまして、いろいろ算定の諸元について精査を行った結果、改定率に大幅な違いが生じるということでございました。

具体的にはどこが違うかといいますと、一定数量の原料麦からどれだけの製品、小麦の場合は小麦粉、大麦の場合は主食用の押麦といったものが生産されたかの数字、いわゆる歩留り率につきまして、実需者から実際に聞いて、より実態に即した値を採用したものでございます。小麦につきましては、大体昨年と同じような値でございましたけれども、大麦・はだか麦につきましては、昨年よりも大きく異なったと。昨年よりも歩留り率が高いということで、その差異が出てきたということで御理解をいただきたいと思います。

次の 3 ページは、改定率の考え方でございます。外国産の麦につきまして、外国産小麦の標準売渡価格については、コストプール方式によると所要の引き上げとなるものの、家計費の影響や経済状況を踏まえ、全銘柄平均で据え置きとする。

しかしながら、銘柄別に売渡価格と買付価格に格差があることを踏まえまして、製品輸入の状況、あるいは各銘柄の輸入機会の公平化という観点から、この差を調整するということでございます。

外国産の大麦・はだか麦につきましては御説明をいたしましたとおり、高く買って安く売っているという逆ざやを解消するために、コスト価格まで 13.9% を引き上げるということでございます。

それぞれの改定率につきましては右の表に書いてあるとおりでございまして、全銘柄を加重平均をすると、小麦につきましては据え置き、大麦・はだかにつきましては 13.9% の引き上げでございます。

なお、国産の小麦、大麦、はだか麦につきましては、入札価格につきまして大きな変動がないということから、据え置くということでございます。

次の 4 ページ以降は、今私が申し上げたことを少し詳しく記載してございます。説明は省略をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

八木部会長 ありがとうございました。

質疑応答・意見交換

八木部会長 それでは、質疑応答、意見交換に移りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

竹内委員、どうぞ。

竹内委員 ちょっと単純な御質問かと思いますが。最初に御説明がございました資料3の最後のページに、わかりやすい、生産と最終段階の流れそのウエイトが出ておりますが、他方で家計麦価も従来のやり方をそのまま計算すると、こういうことですということで、改定率の考え方の3ページの(1)の「家計費への影響や経済状況を踏まえ、結論は据え置きとする」という諮詢でございます。

この「家計費への影響や」という部分は、家計麦価を見てということで、こういう表現になっているんだと思いますが、この家計麦価の計算の仕方を改めて見てみると、資料3の8ページの、家計ですから家計段階での小麦粉、つまり小麦粉を家計で消費するというのは、普通の家庭ですとお菓子をつくったり、あるいは天ぷらをつくったりというようなことかなと思いますが、これは総需要の3%を占めているということでございますね。

したがって、全体の麦の売渡価格を決める大きな項目の一つの家計麦価の計算は、実際には総需要の中で3%にすぎない部分について、これを逆算して計算していきますと、売渡価格段階ではこういう天井がありますよという構造になっているということで、理解が正しいのかどうかということを、まずお伺いしたいと思います。

もしそのとおりであるとすれば、これは実にバランスを欠いている話でございまして、実際の家計にとっての負担はパン、めん、その次はここにありますようにお菓子類、それから小麦粉を直接使用しているのは3%である。その3%のところで、全体の価格決定の大きな柱に使っているというのは、恐らくこの仕組みをスタートした段階の経済、家計の状況からすると合理性があつただろうなと思いますが、現在の状況では、家計への安定を旨とするという事の必要性の是非を別として技術的に全く合理性を欠いているというふうに、常識的に思われますが、そういう理解はちょっと外れているのかどうか、それが1点目でございます。

2点目は、改定率の考え方の国産麦のところに、「17年産の入札標準価格、加重平均価格についても大きな価格変動がないこと等から」と、この意味をちょっとかみくだいて教えていただければと思います。

八木部会長 ほかに御質問ありますか。よろしいですか。

小熊委員、どうぞ。

答弁は後で一括でお願いします。

小熊委員 資料4の2ページの関係です。実は、家計麦価の計算の仕方についても御質問があったんですが、今回、大麦の方について、歩留り率がデータを精査したら昨年よりかなり大きく、高くなったということで14.6%というふうな、現行価格に比べて上限価格を高く設定して、それをもとに後ろの方で、いわば外国産大麦について13.9%引き上げるという流れになっている。

ここの中身の理解として、大麦は今の家計費の変動率は小麦と同じマイナス2.6%を前提にして、そこから組み立てているという関係で言えば、わかりやすく言えば、原料の外国産麦の価格を上げるけれども、全体の家計費に占めるここへの影響はないというか、とどめることができるという判断のもとに、こうしたことが出されているというふうに理解していいのかどうか。

消費者の側からすると、単純に言いますと、13.9%引き上げというのは非常に大きく見えるわけですけれども、その理解というのは、今私が言ったような理解でいいのか。あるいは、これが単純に消費者価格にいろんな形で影響してしまいますと、いろいろ考えなければいけないことがあるのではないかと思うのですが、その辺はいかがかというのが1点です。

また、今の大麦の件ですけれども、コストの逆ざやが生まれているということを、今回強調されているんですが、実は昨年の部会の資料を見ると、どこにも出てこないんですね。

ところが、価格の変動のさつきの図を見ると、この矛盾というのは「最近」と書いてありますけれども、この1年出てきたわけじゃなくて、随分前からあるのではないかと思うんですが、どうしてこういうふうになったのかということがきちんと明らかにされていませんと、今回これで仮に決めるとしても、放っておくとまた同じようなことが起きないのかということも非常に懸念をされます。この辺の問題の歴史的な経過についても、ちょっと教えていただけたらと思っております。

以上です。

八木部会長 それでは事務局の方から。

食糧貿易課長、お願いします。

高本食糧貿易課長 竹内委員の第1点目の家計麦価についてです。委員がお話のとおり、

全体の小麦粉の需要量に占める家庭用の小麦粉は、実際は3%でございます。

ただ、家計麦価が全体の標準売渡価格そのものにつきまして導入されたのは昭和27年でございます。これは戦後のインフレが進む中で、消費者の家計へのインフレの影響が及ぼないことを目的としまして導入されまして、売渡価格の伸び率を可処分所得の伸び率の範囲内に抑えるということで、家計麦価という概念を入れまして設定してきて、ずっとやつてきているという状況でございます。

ただ、委員御指摘のとおり、この標準売渡価格、あるいは家計麦価につきましても、実際上、小麦の場合は小麦粉についてであり、これはパンあるいはめんといった要素が入ってございません。そういうこと等につきまして、検討小委員会の中でも、標準売渡価格のあり方、家計麦価のあり方につきまして、その必要性も含めて検討しているということでございます。私どもの問題としても、この辺については何らかの対応をしなければいけないと考えておるところでございます。

それから、資料4の国内産麦の標準売渡価格につきましての御質問でございます。国内産麦の標準売渡価格につきましては、12年からは民間流通に移行してきているわけでございます。

ただ、国内産麦につきまして、従来は外国産の麦、小麦の売渡価格を準用しまして、据え置きとか引き下げということで出してきてあるわけでございますが、実際上、民間流通ということでございますので、標準売渡価格そのものにつきましてはそういう計算をしてきてあるわけですが、実態上、売り渡しをする際は、国内の入札指標価格も参考にしながら、売り渡しをしているということでございます。

それが、最近では変動がないことから据え置きということでございますし、かつ17年産からは、今のところ政府買入がないという見込みでございます。そういうことも踏まえて据え置くことにしたわけでございます。

次の小熊委員の、大麦の家計に対する影響でございます。確かに、ある意味では大幅な引き上げでございます。これは原麦の価格でございますが、末端のメーカー等々に行く場合にはいろいろ取引、自由競争の中で決まるわけでございまして、それがどういった影響を受けるかにつきましては、なかなかよくわからないところでございますが、今回の引き上げを、ただ単純に機械的に計算したということです。

例えば、主に焼酎に使われますが、計算いたしますと、焼酎には4%ぐらいしか原麦コストが含まれないようでございますが、そういう計算をすると、全部引き上げを浸透さ

せるということであると、大体 9 円ぐらいの上昇だと。これは 1600 円ぐらいの焼酎で、原麦コストが 4 % と計算いたしますと、0.5% ぐらいの上昇ということを計算できます。

それからもう 1 つ、去年の表には何もなかったのではないかということでございますが、従来から、こういった我々の買付価格そのものにつきまして、そういう傾向は確かにあつたのでございます。

資料 3 の 7 ページは、これまでの状況のグラフでございます。これは特に大麦を輸入しておりますオーストラリアが不作ということもございまして、買付価格自体も上がったということでございます。

今までではそういった事態が余り見られなかったということ、それから従来は小麦に準じて、全体の輸入量自体も 20 万 t ということで少のうございますし、かつ小麦の方は引き下げ率等、あるいは据え置きとかを準用しても、そう影響がないということで、そういう形をとってきたわけでございますが、こういった状況が私どもとしては今までそんなに起こることではないという見通しで、恐らく改善するだろうということで、今まで改定をしていなかったということでございます。

以上でございます。

八木部会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

竹内委員、どうぞ。

竹内委員 小熊さんの御質問は、端的に見ると、麦価に関する資料の 26 ページをごらんいただくと、小麦についての改定率をそのまま大麦・はだか麦に、率をそのまま使って従来やってきたと。しかしいろいろ考えると、使い道が焼酎とかみそとか、もちろん健康食品として大麦そのものを食べるというのもあります、極めて小さいと。

こういう世界について逆ざや、財政負担をするというのは、主食用の場合と意味合いが大分違うので、そこをきっちと今回から見直そうということなんじゃないんですか。

従来からあったじゃないかと、全くこれ同じ率を使っていますから、余りそういうことまで斟酌しないで一律に同じ率でやってきたけれども、現状分析してみると、これだけコスト逆ざやを負担しているのはいかがなものかと、そういうことじゃないんですか。

八木部会長 食糧部長、どうぞ。

高橋食糧部長 今、竹内委員の御指摘のとおりでございまして、大麦の改定は昭和 52 年当時からだったと思いますけれども、小麦の改定率と同じ率を運用してまいりました。

実際、今、課長が申し上げましたように、事実上逆ざやが生じたのは実は平成 12 年からでございまして、ここ近年、数年の状況を検証してみると、こういうような事態になっております。

そういう意味で、このような点に関しまして、今申し上げましたように、当時 20 年代の大麦が主食として大きなウエイトを占めていた状況とも違いますので、この 12 年以降の状況について、今回、もとの状態にさせていただいたということでございます。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊委員 今の御説明で非常によくわかったんですが、そうだとすると、家計麦価の算定ということの仕組みを今後見直さないと、また同じようなことが起きる可能性があるということで、先ほどの竹内委員のお話も含めて、こここの部分も改革の中できちんとやっていただけたらと思っております。

以上です。

八木部会長 中村委員、どうぞ。

なお、質問をお持ちの委員の方も、あわせて諮詢に対する意見も御発言いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

中村委員 最初は、この資料についての質問と意見です。

これは毎回言っておる話ですが、資料 4 の 1 ページの左側に、外国産小麦買入価格 2 万 9661 円 / t とありますね。どこかの資料に、外国産小麦の売渡価格は 4 万 8014 円と書いてありますので、1 万 9000 円ぐらい上乗せして売っていることになるわけですね。500 万 t 輸入しておりますから、950 億円、約 1000 億円の輸入差益が政府に生じているということを、毎回ですが確認をさせていただきたいと思います。

それから、竹内委員からもさっきお話がありましたけれども、2 ページの家計麦価による算定の小麦のところの、対象になっているのは全小麦粉の生産量のうち、わずか 3 % の家庭用の、皆様方がお使いになっている小麦粉の価格が対象になっているわけですね。

(1) 小麦の に小麦粉消費者価格 (100kg 当たり) 幾らって書いていますけれども、1 kg 当たりで皆さん大体、量販、コンビニさんなんかで買っていると思いますが、1 kg 当たり 187 円という意味になるわけです。

その下にいって、 加工流通経費等 (小麦粉 100kg 当たり) 1 万 2000 円と。これ、トン当たりにするとこの 10 倍になりますから、12 万 7000 円も加工流通経費がかかっている。製粉業界はなんてえらい不合理なことばっかりやっている業界だとお思いにならない

ように、一旦業務用の小麦粉をつくり、さらにそれを1kgに個包装に詰めて、段ボールにさらに詰めて、それを全国に配送するということで12万7000円となっておるものでして、本当の全小麦粉を入れた加工流通経費は、これの4分の1とか5分の1になります。あくまでもこれは、家庭用の個包装のものが対象だということですので、ぜひ、お間違いのようにお願いしたいと思います。

なお、本日の諮問に対しての意見は、私ども製粉業界は、昨年おかげさまで0.5%引き下げをいただきましてベクトルが変わったと。据え置きから引き下げの方向になってきた。WTOだ、FTAやらということで、今年も引き下げのお願いをいたしましたけれども、国内産小麦の増加、その他を含めて、財政事情が大変厳しいということ。それから、家計麦価等から計算したこういう諸元から言うと、据え置きが妥当であるという諮問でありましたので、私といたしましてはやむを得ず賛成をしたいと思っておりまして、麦政策の今後の検討、来年以降の売渡価格麦価に期待をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

八木部会長 ほかに御意見ございますか。

山田委員、どうぞ。

山田委員 最初に質問です。資料3の6ページに、銘柄ごとの内外価格差の状況ということで輸入麦の状況が整理されていますが、これを内外価格差というふうに言うのかどうかという気もしますが、こういう差が出たということなんですね。

それを前提にして6ページの左側に、小麦粉調製品や製品の輸入動向の表があるわけです。6ページに2つの表があるんですが、この2つの表がどんなふうに関係しているのか、率直に言うとよく見えてこないわけであります。左側にビスケットがふえているから、もしかしてビスケットがふえている部分の製品対応として、8ページの主な用途に関連して説明がありましたが、ビスケット部分についての外国産小麦については、競争上配慮をいたしますよということでもあったのか、なかったのか。

結局、先ほど中村さんの方から、「1000億円負担しているんだよ」というお話があったわけで、基本的には消費者が製品を買って、それで負担してもらっているということになるわけであろうと思いますが、それは一方で、国産麦対策に使われているということがあるわけです。

そこで、6ページにこういうふうに表をお出しになるのであれば、そういう製品輸入との相関関係があることを配慮をした、ないしはそこへ思いをいたした整理をおやりになる

意図があっておやりになったのか、それだけでもいいですからお聞かせ願いたいと言うことです。これが1点。

2点目は、同じく8ページにあるわけですが、国産小麦と競合する部分は明確にあるわけですよね、日本めんに使うわけですから。そうするとそこにありますように、オーストラリアのスタンダード・ホワイトなんかと競合しますよということが書いてあって、そして要は、国産小麦の引き取りを引き取りやすくする、言うなれば、国産の小麦が増えてきたから、その分を製粉メーカーの人にきちっと引き取ってもらわないと成り立つていいわけですから、引き取りやすくするために、競合する外国産と同種の小麦に対する、国産が引き取りやすいような配慮をした、銘柄別の売渡価格の形成という部分に思いをいたして配慮をされたのかどうか。

これは今後、国産の麦をどうする、それから製粉メーカーも一緒になって国産の小麦をどんなふうに扱う、さらに消費者にはそのことをわかっていてくださいて、透明性を確保した上で、そういう意味を持って、こういう銘柄別の価格設定に差を入れたんですよということが言えるように、ちゃんとしたらしいと思うんですね。

だから、そうされたのか、されなかったのかということを質問しておきたいと思ったわけであります。これだけ見せてもらう限りはよく意味が通じませんので、私はこの次からでもいいと思いますけれども、そういう観点での資料の作成といいますか、論理をつくっていただくことは大変大事じゃないかと思います。

なお、内容につきましては、今回こういう形で加重平均について据え置きますよとおっしゃったことについては、私は賛成します。

ただ、言いましたように、銘柄別の価格設定について、そういう思想があるんですというふうにおっしゃっていただいたら、さらに手を挙げて賛成したところであります。

八木部会長 横川委員、どうぞ。

横川委員 私は、全体的な方向としては正しいと思います。ただ、このやり方をいつまで続けるのか、今までやってきたことの延長線の議論でなくはっきりさせる必要があると思います。財政の問題は何があるのか、税金による補てんは金額としてどうするのか、きちんと区切りをつけないといけません。お米と麦は違いますから、需要の問題を含めて進めないと、今までの続きばかりになっていることに対して、やり方の再検討も必要です。

したがって今後のことについては、明確に期限を決めて、いつまでに、どうやるかを出さないといけない。お金をもらう側はいいですが、消費者にとってはどうなのか。消費者

に軸を置いた農政という割には、相変わらずそうはなっていないということだけ、一言つけ加えておきたいと思います。

八木部会長 食糧部長、お願ひします。

高橋食糧部長 中村委員の最初の買付コストの話はF O B価格でございますので、後ほど課長の方から御説明をさせていただきます。

それからもう1つ、家計麦価の家庭用小麦粉の関係でございます。先ほども申し上げましたが、27年からの制度でありますので、今、家庭用小麦粉の割合は、シェア3%と非常に小そうございます。

ただ、パンにいたしましてもめんにいたしましても、ある意味で家庭用小麦粉の変動率が、それなりに全体の製品価格の方についても一定のカバーをし得ていた時代も、相当最近まであったかと思っております。

ただし、最近は製品の方の多様化でございますとか、さまざまなものが出でております。非常に付加価値が製品についておりますので、この辺の汎用性自体が落ちてきているのも事実で、結論として申し上げると、3%のものしか今カバーをしていない。これらの問題点は、小委員会の場でも御議論いただいているところでございます。

結論といたしまして、こういったような制度の問題も含めて、横川委員へのお答えになるかもしれませんけれども、これについて、麦政策を早急に改正をしていく必要があるだろうということでございます。

「しり」というふうに今、御発言がございましたけれども、この関係につきましては、座長報告にもございましたが、片一方におきまして、現在、農政改革の大きな政策転換が行われている。当然麦もこれの対象品目となるわけでございまして、その辺のスケジュール感を持ってやるということでございまして、これはいつまでも続く状態ではないということで、私どもも検討しているところでございます。

それから、山田委員から御指摘のございました、今回の銘柄別の改定の考え方でございますけれども、少なくともこれまでの外国産麦の壳渡価格の改定につきましては、従来のルールにのっとった形ということで、一つの考え方のものにやってきておりますので、ある意味ではそこを踏み出したような、基本線を踏み出したような改定を今回行ったということではございません。

ただ、現実の議論といたしまして、先ほど申し上げました内外価格差、これはちょっと特別な用語かと思います。通常、農政の中で内外価格差といいますと、外国産の製品と国

産製品との差のことを言っているわけですが、ここでは2ページでもございますけれども、外国から買った値段と、それを国内に売り渡す値段のことを内外価格差と言っています。ちょっと通常の使い方とは違いますので、御留意いただく必要があるかと思います。

これについて6ページにありますように、現実に比率というものに差が生じていたのも事実でございます。これは今までの運用の結果そうなっているわけでございます。

基本はこれを、本来ならば一律のものにしていくことが妥当だということですが、ただ既に、例えばデュラムのところなんかでは1.5とございますように、ほかの品目に比べてもかなりの差がございます。これは先ほど山田委員、あるいはその他の委員からもございましたけれども、銘柄別の製品輸入の状況、そういうものの内で、国内の製品の価格競争力をどう見ていくのかということから、こういうような運用の結果、こういう形になっているわけでございます。

今回の場合にも、基本的には銘柄で、しかも同じような用途に使われるものについて、比率を同じようにするという調整をしているわけでございますけれども、結論として言えば、海外との製品競争が非常に強いものについては引き下げの方向になっておりますし、またある意味では、そういう意味での製品競争力について、国産も含めていろいろな観点から、ある程度余裕があるものについては、上昇になったという結果になっているわけでございます。

意図してこういう形を今後やっていくかどうかという御議論は、また今後の委員会の場での御議論等にゆだねたいと思っておりますけれども、やはり長期的な動向というものは、私どもも当然のことながら考えた上で、今回、この内外価格差の調整をさせていただいております。

ただ、これも基本的な考え方は今までの枠組みの中でやってありますので、それほど画期的な大きなものではございませんけれども、やはり長期的なことを考えていく方向の一つの結果として、私どもは考えているところでございます。

八木部会長 食糧貿易課長、お願いします。

高本食糧貿易課長 中村委員の方から管理経費といいますか、資料4に書いてございますが、いわゆる輸入差益の見方というのが、中村委員も従来からお話で、管理経費も入れた形が差益ではないかということは従来お話ししております。

それは900億でございますが、それから管理経費が208億と書いてございます。大体

700 億ぐらいが差益という形になりますて、それから麦作経営安定資金に大体 1050 億かかりますので、その差分である大体 360 億が財政として、一般会計から入れているということになっているわけでございます。

八木部会長 ほかにございますでしょうか。

こもだ委員、どうぞ。

こもだ委員 加倉井委員からもいろいろ御説明いただきまして、たくさんの御検討を重ねられてこういった方向で、今のところはこんなことになっていくのかなという感じはございますものの、やはり一般の消費者の食生活の中で見ますと、再三お米の方でも議論されておりましたように、米の需要は減っている傾向の中で、パン、めん、その他の主食と言われる食べ方は増えているわけで、パンなどは非常にバラエティーの中で進んでおりますし、めんもそうなんですね。

にもかかわらず、これは急に最近出てきたことではありませんで、もう十数年そういう傾向はどんどん進行していたわけですけれども、それにもかかわらず、麦の生産に関しては、大変後手後手になっているのではないかなど。かなり現状と合っていないといいますか、それだけ難しい問題があるのかもしれないけれども、余りにもちょっと違うのではないかという感じがいたします。

無制限買入などということは、やっぱりびっくりする話で、いつごろできた法制か、いつ、何年見直されないままに放置されているのかという点では、大変不思議です。

一般の企業の作物とは一概に比べられないところもありますけれども、これから市場経済にのっとった方向に、米も麦も移行していくこうというときに、余りにもアプローチといいますか、違うところ、一般の企業とか経営とかビジネスのあり方を考えるときに、差異があるなという印象はぬぐえないわけです。

市場経済の中で戦えるビジネスにしていかなければいけないので、生産者のお一人お一人がそういうことに早くに気がついて取り組んでいただくわけですから、そういうところに対する理解というか、啓蒙というか、ビジョンを持っていただくというのが、現実にどういうアプローチをされてきたのかというところもちょっと不思議な感じがして、これだけ長い間、いまだにこういう問題がこれだけ御苦労を伴わなきゃならないというのは、何かそのあたりのところに、もう少し手の打ちようがあるのではないかという気がいたします。

接点のところでの理解をなさる方々のところは、どういう御理解になっているのか。実

際に生産者の方々に御理解いただくなき手の方々は、どういうアプローチをしていらっしゃるのかとか、私も生産者の方々と随分親しくさせていただいているんですが、その辺はこちらでこういうお話をされているようなところと、全く遠いような部分がたくさん垣間見られますので、生産者の方々との接点のところのアプローチについて、そこまでずっと含める。

それから、消費者のところもそうなんですが、国内の麦、国産の麦が自給率の問題などと勘案しまして総合的に、いわゆる麦の需要というのは上がっているんですね。お米は食べられなくなっているけどパン、めん、それからこのごろ外食でも麦入りの御飯がプラスアルファで食べさせるとか、五穀を入れた御飯がプラスアルファの価格で食べさせるなどされておりますから、純粋な白米よりも、そういったものへの需要は上がっているわけですが、でも理解というのは大変乏しいと思います。

讃岐めんなどというのは、100%国内の麦ではありませんよね。冷凍のめんなどは大変普及しておりますけれども、あれも国内の麦ではございませんですね。ああして、伝統的な日本の食に日本の麦が使われるような政策が、もっと積極的になされてもいいのではないかという気もいたします。

パンの方で言えば、非常にバラエティー化して、いろいろな種類が食べられるようになっている部分では、ちょっと国内の麦ではまだ追いつかない、品質的に無理なのかなというところもありますが、総合して、消費者理解ももっと徹底する必要があるし、生産者の方の理解も、何かアプローチの面で、いつまでにというところをもう少し明確にして、市場経済にということで言うと、ここだけ別ではないんだということを、もう少しはっきりしていく必要があるのではないかなど。今、すべてのものへの移行の経緯としては、当面こういうことかもしれないけど、もうちょっとはっきり見えてなきゃならないものがあるといいのではないかなという気がいたします。

以上です。

八木部会長 今井委員、どうぞ。

今井委員 意見ですけれども。まず、大麦が焼酎に 92.1% という、これだけ外国産のものが使われている、それで税金が投与されている。主食じゃないものにこれだけ税金が使われているというのには、ちょっと驚きだったんですけども、米の生産者としましては小麦の用途別、8 ページを見てもおわかりのように、パンとかお菓子もそうなんですが、米を粉にした、米を使った形での使い方をすることによって、そんなに税金もかかりませ

んし、国内産の米が材料となると、またいろんな面でプラスになる面が出てくるんじゃないかなという意味でも、企業の方々が小麦にあまり特化せず、もう少し米に対しての使い方も考えていただければなと思いました。

八木部会長 中村委員、どうぞ。

中村委員 今井委員の今お話になったのは、ある意味で我々小麦粉をつくったり、小麦粉を売ったりしている業界からすると、大変大きな意味を持つお話だったので、ちょっとお話し申し上げたいと思います。

相当昔になりますけれども、小麦に米粉を2%入れようというような、法律改正までできるような動きまであったんですね。だけど、もしもそうなると、パンもめんも全部まずくなるんですね。これは必ず、間違なくなまずくなる。

今、一生懸命お米でつくったパンだとか、新潟の方でやっている米粉だとか、それを何とか一般の商品に適用できるように、一生懸命我々も研究もしているんですね。

これはすべての統計資料でごらんになっておわかりのように、今、米は年間60何kg、小麦は31~32kgですけれども、何十年間も31~32kgなんですね。米が減った分、小麦が増えたわけじゃないんですよ。ですから私は、米と小麦は連合艦隊だと、でん粉連合だと。

でん粉をたくさんとっていただくというのは、日本のPFCバランスで見直そうということになっているわけですから、我々も努力をいたしますけれども、ぜひそういう観点で、パンもめんもたくさんお食べいただきますよう、お願いいたします。

八木部会長 ほかにございますか。

竹内委員。

竹内委員 それでは、意見表明をしていませんでしたので、諮問については、適切とやむを得ないの中間かなと思います。

なぜ全面的に適切と言い切れないかというと、きょう御議論にありましたように、麦政策の改革が非常に遅れている。もっと早くすべきであるという御意見もたくさんございます。加倉井小委員長から途中段階の御報告がございましたが、まだ小委員会としても宿題を全部こなし切るところまで至っていないという段階で、売渡価格を政府が決めるということですから、そういう今の段階においては適切、あるいはやむを得ないということではないかと思います。

従来ですと、「従来の積算の方法でやっているから適切である」という表現が何回かござ

いましたが、今回はそうは言えないなと。従来の方法というのは、適切かどうか自体を小委員会で今議論していて、まだ答えが出ていませんが、こもだ委員があっしゃるようなことは、小委員会でも大いに問題意識としては持っていることは間違いないと、私は理解をしております。

「遅いぞ」という御指摘は、委員長もいらっしゃいますが、小委員会としては御発言を正面から受け取るべきではないかなと思います。

今井委員や中村委員のお話がありましたので、こういう点について少し感想をつけ加えさせていただきたいと思います。今井委員や中村委員が消費の動向についておっしゃったのは、私はこの場でマーケットリサーチなり、宣伝をしておられるなど。そのことは別に、宣伝しちゃいけないということはないので、そういうことだと思います。

大いに宣伝して、消費者がいいものが安ければ、しかも嗜好に合えば売れる、したがつて伸びるのであって、嗜好に合わない、嗜好にずれている、時代とずれているものを幾ら宣伝していただきても、最近の家庭の主婦をそう簡単に、うまく生産サイドが誘導することは無理なので、ぜひいいものを安くやっていただければ。加えて、いいPRをしていただくと、伸びるところは伸びていくということになるのではないかと思います。

八木部会長 奥村委員、どうぞ。

奥村委員 私も今回の壳渡麦価は輸入も国産も含めて、今のこういう状況をかんがみますとやむを得ないといいますか、いいのかなと思っております。

我々生産者サイドに激励を行っておるんでしょうけれども、日本の農業政策の中で、前にも言いましたが、例えば品種改良とか加工技術、米についてはとことん世界の一流の試験研究は進んでおりますが、特に麦とか大豆とか畑作物についての試験研究は、国が相当遅れておったんじゃないかなと思います。

ただ我々、言いわけするわけじゃないんですが、温帯モンスーン地帯、雨の多い東北、北陸等でも、きっちと消費者の需要に見合ったような高品質の品種、種をいただければ、喜んで我々も食料自給率を上げるためにもより生産性を高めて、コストも下げる努力はできるんですが、なかなかそこら辺のところが遅れているといいますか、国に対して。

日本の農業は零細農業なものですから、そういうところの試験研究を民間でやるわけにはいきませんので、そこはぜひともやっていただければ、国民の皆さんのが要望にこたえられるような生産はできると思います。そういうことを期待しまして、今度の諮問には賛成したいと思っております。

八木部会長 小熊委員、どうぞ。

小熊委員 私も意見を述べていませんので、述べたいと思います。基本的には今回の中身については、今までの制度の枠組みに沿った範囲で同意をするということなんですが、昨年も12月12日に開いていまして、その際には早急に麦政策改革を行うということを前提に同意をさせていただいております。本当なら今日それができた中で、先ほどの細かな矛盾も含めて、解消されてきちんと考え方が出ればもう手を挙げて賛成なんですが、少なくともこれだけ世の中の変化が激しい時代ですので、ぜひ次回改定でまた同じような言い方をさせないでいただきたいということを前提として、同意したいと思っております。

以上です。

八木部会長 横川委員、どうぞ。

横川委員 先ほど、基本的賛成と申し上げたことに、もう少し加えたいと思います。

最近、製品輸入というので、今日のデータに出ていないところが増えています。今日は、メーカーの方もいらっしゃいますし、消費者の方もいらっしゃるんですが、これだけの価格差が出てくると、積極的に産地に行って製品化して輸入するという動きが、ますます大きくなっています。

そうなると、今のやり方が続けば続くほど、日本が苦しくなってしまうと思います。日本を保護すればするほど、国内での研究・努力・改善・改革などが進まない限りは、ますます外国に負ることになると思うのです。そういう意味もあって、期限を切る必要があると、先ほど申し上げた訳です。

うどんにしても、粉ではなく冷凍うどんにすれば、輸入は簡単です。

スパゲッティの例ですと、今までのスパゲッティは、表面を割合つるっと仕上げていたんですが、今度はソースののりを良くするために、表面にざらざらをつけたような特殊なスパゲッティが海外で開発されて出てきた。メーカーの方がいるのに、細かいことを言ってすみません。

そんなふうに、品質改良されると、日本が対抗できなくなってしまう。同じソースをかけても、そのからみ方がよくてスパゲッティ全体につきますから、原料としてはデュラム粉100%と同じでも味がおいしくなるんです。国外では技術改良に熱心に取り組んでいるのに対して、日本では、規制のためかどうかわかりませんが、やっぱり遅れている感が否めない。

そういう意味では、早く競争原理の中できちっとやって、国内の麦の消費が増えるよう

にしないといけないと思います。保護政策で増えるのではなく、経済の原則で増えるという形に、早く持っていく必要があるのだと思います。

八木部会長 よろしいでしょうかね。

今までの委員の意見について、事務局の方から何かコメントは、特にありませんか。

村上総合食料局長 全般的な話でございますけれども、麦の現在の枠組みを前提にして、今、諮詢をさせていただいておりますが、麦政策の見直しにつきましては、先ほど加倉井座長から経過の御報告をいただきましたが、できるだけ早く進めていきたいと思っております。

その際に、いろんな問題がありますし、政府の全量買入の問題、財政負担、それから消費者負担の問題をどういうふうに整理していくかということが、品目横断政策の導入と絡めて、非常にかなめのものになろうかと思っております。

その際、当然国内の麦が持続的に生産されて、製粉メーカーに引き取られ、これが消費者、それから二次加工に引き取られていく中で、持続的に回っていくという形にしていくためには、今、横川委員からお話がございましたように、できるだけマーケットメカニズムが機能するような形を持っていって、国内が空洞化しないように、基本的な考え方としてはそういう方向で検討していく必要があるのではないかと思っているところでございます。

八木部会長 それではよろしいでしょうか。

質問、意見等も出尽くしたようございますので、このあたりで休憩とさせていただいよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、休憩といたします。

この後すぐ答申案の作成に入りますので、起草委員の方々は議場を出て右手の起草会場へお集まりいただくようお願いします。

なお、答申の素案ができましたら、起草委員の方々がそれぞれのグループの中で御相談をいたしますので、休憩中ではございますが、早目に会場に戻っていただくようお願いします。

議事の再開はおおむね 30 分後ぐらいを目途としたいと思いますが、答申案の作成状況を踏まえて、改めて事務局の方から御案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔暫時休憩〕

答申の取りまとめ

八木部会長 それでは、部会を再開したいと思います。

休憩の間に作成いただきました答申案を、起草委員長の竹内委員から御報告をいただきたいと思います。

竹内委員 それでは、答申（案）をござるんいただきたいと思います。

本審議会は、農林水産大臣から諮問のあった麦の標準売渡価格について、下記のとおり答申する。

記

麦の標準売渡価格については、政府案どおり決定されたい。

なお、現在行われている麦政策の見直しについてさらに検討を進められたい。

平成 16 年 12 月 13 日

農林水産大臣 島村宜伸 殿
食料・農業・農村政策審議会
総合食料分科会食糧部会会長 八木宏典

八木部会長 ありがとうございました。

ただいま報告されました答申（案）を、決定してよろしゅうござりますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

八木部会長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、この答申につきましては、後ほど大臣にお届けすることとさせていただきます。

それから、本日の議題にはありませんが、12 月 10 日に実施されました、平成 16 年産国内産米穀の政府買入に係る結果が、本日昼に公表されましたので、その資料について事務局の方からちょっと紹介をさせていただきます。

島田消費流通課長 消費流通課長でございます。

ただいまお配りしております、「平成 16 年産国内産米穀の政府買入に係る一般競争入札の結果について」、御報告させていただきます。

米の政府買入につきましては、平成 16 年産から入札による買い入れとなっておりまして、その第 1 回目の入札を、先週の金曜日、12 月 10 日に実施いたしました。その結果について、本日取りまとめることができましたので、概要について御報告いたします。

16 年産の政府買入数量につきましては、米の需給及び価格の安定に関する基本指針に基づきまして、40 万 t の買い入れをすることとなってございます。このうち 25 万 t については 16 年度中に、残りの 15 万 t については 17 年度に買い入れることとしております。この 16 年度におきます、第 1 回目の一般競争入札を 12 月 10 日に実施いたしましたところでございます。

また、16 年度中の入札につきましては、今回 12 月 10 日に実施したものと、17 年に入つて 1 - 3 月に第 2 回目の入札による買い入れを行いたいと考えております。

今回の入札につきましては、参加者が競争参加資格者、これは 500 t 以上の国内産米を扱っている者を要資格者としておるわけでございますが、その 27 の資格者に対して、申込者が 18、落札者は 9 という結果でございました。

また、今回の落札の数量でございますが、提示数量といたしましては、銘柄を指定する政府買入が 21 万 2000 t、銘柄を指定しない政府買入が 3 万 8000 t、合わせて 25 万 t でございました。

これに対しまして、合計申し込み数量が 17 万 2000 t、落札数量が 16 万 t という結果でございました。

提示数量 25 万 t の 3 分の 2 に当たる 16 万 t の落札があったということから申しますれば、初めての入札にかかわらず、円滑な入札が行われたと思っておる次第でございます。

なお、今後の落札していないものについては、4 に書いてございますように、再度入札を 12 月 16 日に行ってまいります。またその後、随意契約などで契約数量をふやしていくたいと考えております。

また、今後のスケジュールといたしましては、年明けの 1 月から 3 月に 16 年度の第 2 回目の入札による買い入れを実施していきたいと考えております。

以上、御報告させていただきました。

八木部会長 今の資料について、何か御質問ありますか。よろしいでしょうか。

また何かありましたら、後ほど事務局の方に御質問いただければと思います。

それでは以上をもちまして、食糧部会を終了いたしたいと思います。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

閉 会